

蒲郡市教育委員会後援等及び教育委員会賞の交付取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育、芸術、文化及び体育に関する事業の適正な振興を図るため、団体又は個人が主催する事業について、後援若しくは推薦（以下「後援等」という。）又は教育委員会賞の交付を行う場合の基準手続等について必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 教育委員会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 教育委員会が、企画及び実施に直接参画しないが、奨励の意を表すことが適当と認めるもの
- (2) 推薦 教育委員会が、作品について推薦することが適当と認めるもの（営利を目的とするものを含む。)

(教育委員会賞の交付)

第3条 教育委員会賞は、団体又は個人が主催する事業において、主催者を通じて顕彰すべき参加者に贈呈するために、予算の範囲内において、次に掲げる物を当該主催者に交付するものとする。

- (1) 賞状
- (2) トロフィー、記念品等の副賞

(後援等又は教育委員会賞の交付の基準)

第4条 教育委員会が後援等又は教育委員会賞の交付を行う事業は、市民の教育、芸術、文化及び体育の向上に寄与し、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする。

- (1) 目的及び内容が明確なものであること。
- (2) 主催者が適格なものであること。
- (3) 広く市民を対象とし、原則として開催地が市内であること。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(後援等又は教育委員会賞の交付の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等又は教育委員会賞の交付を行わないものとする。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持し、又はこれらに反対すると認めら

れるもの

- (2) 営利又は商業宣伝の意図が明確であると認められるもの（第2条第2号の推薦を行う場合を除く。）
 - (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 主催者としての責任能力がないと思われるもの
 - ア 人格等が確立していないもの（会則、代表者等が決定していないものをいう。）
 - イ 事業内容に伴う経済的な裏付けがないと思われるもの
 - ウ 事業計画書を添付できないもの
 - (5) 事業への参加の機会が、一般市民に開放されていないもの（教育委員会が特別の事由があると認めた場合を除く。）
 - (6) 参加料、入場料、出展料等を徴する場合において、類似事業との差が大きいもの
 - (7) 暴力団等と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、後援等又は教育委員会賞等の交付を行うことが不適当と認められるもの
- （申請）

第6条 教育委員会の後援等を受けようとする者又は教育委員会賞の交付を受けようとする者（以下これらを「申請者」という。）は、当該事業開催日の1か月前までに後援等名義使用・教育委員会賞交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に事業計画書等関係書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（後援等又は教育委員会賞の交付の承認書及び不承認書の交付）

第7条 教育委員会は、前条の申請を承認又は不承認したときは、後援等名義使用・教育委員会賞交付承認書（第2号様式）又は後援等名義使用・教育委員会賞交付不承認書（第3号様式）を申請者に交付する。

（事業実績報告書）

第8条 後援等又は教育委員会賞の交付を受けた者は、当該事業が終了したときは事業実績報告書（第4号様式）を速やかに提出しなければならない。

（後援等又は教育委員会賞の交付の取消し等）

第9条 教育委員会は、後援等又は教育委員会賞の交付を承認した事業について、

事業実施前に第5条の規定に該当すると認められる場合は、その承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により後援等又は教育委員会賞の交付の承認を取り消された者は、第7条の規定により交付した後援等名義使用・教育委員会賞交付承認書を教育委員会に返戻しなければならない。

3 事業実施後に第5条の規定に該当したことが認められた場合は、原則として今後その団体に対する後援等又は教育委員会賞の交付を行わないものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第10条 教育委員会は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。